

＜舟形町のぴのび子育て サポート給付金事業＞

町では、子育て支援を町の重点課題の一つとして、子育て中の家族を支援する事業を展開しています。

☆3～5歳児の給食費を無料にします

3～5歳児の給食費について、国の制度では実費徴収とされていますが、町では無償とします。

☆0～2歳児の多子計算を緩和します

0～2歳児の保育料・給食費に係る第2子・第3子について、国の制度では同時入所が要件とされていますが、町では、18歳までの兄弟姉妹がいれば、そこからカウントして助成対象となります。

▼対 象／ほほえみ保育園等を利用している0～2歳児で、令和2年度で18歳までの兄弟姉妹から数えて2子目と3子目以降

▼助成額／2子目は納付した保育料の1／2の額、3子目以降は全額

▼支給の流れ／①当月分の保育料を納付（毎月25日振替）※25日が土日祝日等の場合、翌日となります。
②納付確認（毎月10日まで確認）
③翌月25日支給
※25日が土日祝日の場合、前日に支給。
詳しくは、問い合わせください。

▼保育料／通常保育料(月額)は次のとおりです。

※()内は、母子父子家庭、在宅障がい児(者)世帯

区分	保護者等の市町村民税額等	3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護世帯等	0円	0円	0円	0円
2	町民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
3	町民税の均等割額課税世帯	16,000円 (5,800円)	15,700円 (5,800円)	0円	0円
4-1	1円以上 77,100円以下	25,600円 (5,800円)	25,100円 (5,800円)	0円	0円
4-2	77,101円以上 97,000円以下	25,600円	25,100円	0円	0円
5	97,001円以上 169,000円以下	34,000円	33,400円	0円	0円
6	169,001円以上 301,000円以下	48,000円	47,100円	0円	0円
7	301,001円以上	52,000円	51,100円	0円	0円

- ・3歳児以上の保育料（施設利用費）は無償です。副食費に関しても、町独自の支援で無償となります。
- ・年収360万円未満相当の多子世帯・ひとり親世帯等の場合、保育施設等の利用の有無や年齢にかかわらず、生計を一にする兄弟等を保育料の多子軽減の算定対象としています。第2子については1／2、第3子以降は無料となります。ひとり親世帯の場合、第1子については1／2、第2子以降は無料となります。
- ・2人同時入所の場合、下の子どもは1／2に軽減されます。
- ・3人同時入所の場合は3人目からは無料となります。

▼申込み・問い合わせ／

舟形町健康福祉課福祉係 ☎(32) 0655



▼保育時間／午前8時30分～午後4時30分（日・祝祭日は除く）。ただし、保護者の就労時間（標準時間・短時間）に合わせて、午前7時～午後7時の開所時間の中で保育を実施します。

▼支給認定について(表2)／保育所等の給付対象施設を利用するためには、認定を受ける必要があります。

(表2) 支給認定について

認定区分	内 容	利用時間区分
2号認定	満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育標準時間
3号認定	満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	保育短時間

※ほかに1号認定がありますが、幼稚園、認定こども園（教育部分）の利用を希望する場合となり、町外施設利用を希望される場合となります。

◇「保育標準時間」… 保護者のいずれもが、フルタイム就労を想定した利用時間（最長11時間）。

◇「保育短時間」…… 保護者のいずれも、または、いずれかがパートタイム就労を想定した利用時間（最長8時間）。

※「保育標準時間」「保育短時間」とも、保護者の就労状況で相談に応じます。

令和2年度

舟形ほほえみ保育園 園児募集



令和2年4月、舟形ほほえみ保育園に新たに入所を希望される方は申込みください。

▼対象／

令和2年4月1日時点で舟形町に住所を有し、保護者等が仕事や病気のため、家庭で保育できないと認められる生後6ヵ月を経過したお子さんから就学前までのお子さんで、保育を必要とする方

▼認定申請／

支給認定（2・3号認定）を受ける必要があります。支給認定を受けるには、保育を必要とする事由に該当していることが必要です。

※未満児（0～2歳児）については利用定員に限りがあり、定員を超えた場合は、選考審査しますのあらかじめご了承ください。

▼申込み期間・方法／

令和元年12月2日（月）～20日（金）舟形町健康福祉課へ直接提出してください。（郵送では受付できません。）

▼申請書／

舟形町健康福祉課福祉係に準備しています。また、町ホームページよりダウンロードできます。

▼申込みに必要な書類(表1)／

①保育所等利用申込書

②支給認定申請書

③保育の必要性を証明する書類
（保護者および同居する家族全員分）

(表1) 申込みに必要な書類

保育の必要な事由	保育の必要性を証明する書類
ア. 就労	在職証明書または就労証明書
イ. 妊娠・出産	母子健康手帳（分娩予定日記載部分）の写し
ウ. 病気・障がいのある方	診断書または障害者手帳等の写し
エ. 家族を介護・看護している方	介護保険被保険者証等の写し
オ. 求職活動中の方	ハローワークの相談記録等の写し
カ. 学校に在学中の方	在学証明書等
キ. 育児休業中に既に保育所を利用している方で継続利用が必要な方	育児休暇の取得状況がわかるものの写し

※災害復旧にあたっている、虐待等のおそれがある場合など、ほかの理由もありますのでご相談ください。